

平成16年3月19日
農林水産省生産局

**食料・農業・農村政策審議会 生産分科会
平成15年度第2回畜産物価格等部会の概要について**

1. 日時
平成16年3月18日(木) 10:30～19:00
2. 場所
千代田区九段南2-1-5
農林水産省三番町分庁舎 2階 大会議室
3. 出席者
委員等(別添1のとおり [\[PDF\]](#))、福本政務官(農林水産大臣代理)、生産局長、畜産企画課長、牛乳乳製品課長、食肉鶏卵課長等
4. 議題
 - ・ 平成16年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めるに当たり留意すべき事項について
 - ・ 平成16年度の指定食肉の安定価格を定めるに当たり留意すべき事項について
 - ・ 平成16年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり留意すべき事項について
(諮問:別添2 [\[PDF\]](#))
5. 答申及び建議
食料・農業・農村政策審議会の答申及び建議が決定され(別添3 [\[PDF\]](#))、農林水産大臣に提出された(福本政務官)。

問い合わせ先

生産局畜産部畜産企画課 担当:菊地(内線 3843)
牛乳乳製品課 担当:高橋(内線 3952)
食肉鶏卵課 担当:依田(内線 3982)
電話 03-3502-8111(代表)
03-3501-3881(畜産企画課直通)
03-3501-1018(牛乳乳製品課直通)
03-3501-3776(食肉鶏卵課直通)

食料・農業・農村政策審議会生産分科会
平成15年度第2回畜産物価格等部会出席委員等一覧

(委員)

生源寺
増田

眞一
淳子

東京大学大学院農学生命科学研究科教授
ジャーナリスト

(臨時委員)

石川
犬伏
今
大野
大野
岸
木村
手塚
土井
内藤
中村
松木
山口
吉田

郁子
由利子
克枝
晃
健三
康彦
春雄
基文
邦雄
廣信
祐三
篤美
義弘
小夜子

食と生活ジャーナリスト
消費科学連合会副会長
酪農自営業
(社) 日本乳業協会会長
全国農業協同組合連合会常務理事
(財) 日本農業研究所研究員
(社) 全国肉用牛協会副会長
協同組合日本飼料工業会会長
東京大学大学院農学生命科学研究科教授
(社) 中央畜産会常務理事
全国農業協同組合中央会常務理事
主婦連合会常任理事
北海道農業協同組合中央会副会長
養豚自営業

(専門委員)

伊藤
江藤
小林
菅野
寺内
福岡
福原
矢野
山田
吉濱

研一
源哉
信一
茂
正光
伊三夫
利一
史子
豊
彰啓

(社) 日本食肉加工協会理事長
(社) 全国農協乳業協会会長
日本大学教授
東京大学名誉教授
(社) 日本食肉市場卸売協会会長
全国食肉事業協同組合連合会会長
(社) 全国和牛登録協会会長
近畿大学教授
全国農業会議所常任参与
全国開拓農業協同組合連合会専務理事

(五十音順、敬称略)

15 生畜第 4946 号

平成 16 年 3 月 18 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 亀井 善之

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき平成 16 年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき平成 16 年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

15生畜第4948号

平成16年3月18日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 亀井 善之

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成16年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

15生畜第4949号

平成16年3月18日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 亀井 善之

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第1項の規定に基づき平成16年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第7項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

15食農審第85号
平成16年3月18日

農林水産大臣 亀井 善之 殿

食料・農業・農村政策審議会
会長 八木 宏典

答 申

平成16年3月18日付け15生畜第4946号で諮問があった平成16年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成16年3月18日付け15生畜第4948号で諮問があった平成16年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成16年3月18日付け15生畜第4949号で諮問があった平成16年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。
- 2 豚肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。
牛肉の安定価格については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、その生産条件、需給事情及びその他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で決めることは、やむを得ない。
肉用子牛の合理化目標価格については、平成16年度につき試算に示された考え方で定めることは、やむを得ない。

建 議

I 酪農・食肉共通

- 1 本年12月から流通段階で開始される牛肉トレーサビリティ制度を始めとするトレーサビリティシステムを活用し、適正な表示の徹底を推進するとともに、生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策を通じて、安全・安心な畜産物の生産・供給を確保すること。
- 2 意欲のある担い手の確保・育成を図るとともに、酪農ヘルパーの利用拡大や肉用牛ヘルパーの普及定着等を図ること。
- 3 家畜排せつ物法に基づく管理基準の適用猶予期限の到来を踏まえ、施設の整備を一層促進するとともに、地域の実態に応じた家畜排せつ物の処理・再資源化、たい肥の利用の促進を図ること。
- 4 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成を図るため、「飼料増産推進計画」の下、適切な草地更新、耕畜連携による稲わらや飼料用稲の有効利用、コントラクター組織の育成等の対策の実施により自給飼料の生産利用の拡大を図ること。さらに、飼料安全対策の充実・強化を図ること。
- 5 牛海綿状脳症（BSE）について、清浄化の達成に向け、死亡牛のBSE検査による浸潤状況のより正確な把握、感染原因・経路の究明に努めること。
- 6 科学的見地に基づき肉骨粉の有効利用を図ること。また、食の安全・安心のための措置に要する経費の現在の負担の在り方について見直しを検討すること。
- 7 関連対策については、政策目的、達成度を踏まえ、適宜見直すとともに、その実施に当たっては、透明性の確立、適切な執行に努めること。

II 酪農・乳業関係

- 1 脱脂粉乳の在庫が過去最高水準に達するといった需給状況を踏ま

え、生乳・乳製品の需給の改善を図るため、需給情報の的確な提供、脱脂粉乳の新規用途の開拓、脱脂濃縮乳、チーズ等の消費拡大に努めるとともに、需要に見合った生乳生産体制を確立すること。

2 牛乳・乳製品は、多様な栄養素をバランスよく含む優れた食品であることから、消費者の食品の機能性に対する関心の高まりを踏まえて、消費の拡大に努めること。

3 国際化の進展を踏まえ、酪農・乳業の経営基盤の強化を通じて国際競争力の向上を図るため、乳製品工場の再編合理化等各般の施策を推進すること。

4 土地利用型酪農推進事業については、飼料基盤に立脚し、畜産環境問題にも適切に対応し得る酪農経営を育成する観点から、今後ともその在り方について見直しを行っていくこと。

Ⅲ 食肉関係

1 肉用牛生産基盤の整備や地域肉豚生産安定基金制度を始めとする養豚経営の経営安定対策の継続実施により、地域における多様な取組等への支援を通じて、再生産の維持・確保と生産コストの低減を図ること。

2 肉用子牛生産者補給金制度については、乳用種子牛の価格をその素畜（ヌレ子）の価格が上回る現象すら生じている近年の価格動向等を踏まえ、乳用種牛肉の生産、流通、消費の実態や今後の見通しを検証した上で、乳用種子牛の保証基準価格の算定方式等の在り方について検討し、適正な方式を導入すること。

○平成16年度畜産物価格等（加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量、指定食肉、指定肉用子牛）

1 加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量

	15年度	16年度
補給金単価	10.74円/kg	10.52円/kg
限度数量	210万トン	210万トン

2 指定食肉の安定価格

（単位：円/kg）

		15年度	16年度
牛肉	安定上位価格	1,010	1,010
	安定基準価格	780	780
豚肉	安定上位価格	480	480
	安定基準価格	365	365

3 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

（単位：円/頭）

		15年度	16年度
保証基準価格	黒毛和種	304,000	304,000
	褐毛和種	280,000	280,000
	その他の肉専用種	200,000	200,000
	乳用種	131,000	129,000
	交雑種	175,000	175,000
合理化目標価格	黒毛和種	267,000	267,000
	褐毛和種	246,000	246,000
	その他の肉専用種	141,000	141,000
	乳用種	80,000	80,000
	交雑種	135,000	135,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。